

スポーツ競技者同士の競技事故における不法行為責任の裁判例考察 (Consideration of tort liability cases in accidents between athletes during sports)

飯島 俊 松原 範之 阿部 新治郎

第1 はじめに

1 競技者同士のスポーツ事故

これまで、広くスポーツ事事故例を扱った書籍や論文は存在したが、競技者同士のスポーツ事故を対象として取り上げ、特に考察したものは、あまり見受けられなかった。

スポーツ団体内部の様々な問題に対しては、法律上の争訟性との関係から、「一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係性を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当」(最判昭和52年3月15日)とされ、一般論としては、司法権による判断を受ける対象ではないとされる。

また、スポーツ競技団体関係者の中には、スポーツ活動中の事故は、スポーツが自主的・自発的な活動であることを理由に、スポーツ団体内部で解決をすべきであり、法が関与すべきではないという考えを持つ者も少なくない。

しかし、スポーツ活動中に人が負傷又は死亡した事故については、「法律上の争訟」の要件に欠けると解されることはない。なぜなら、人の生命・健康に対する侵害は、「自律的な法規範を有する特殊な部分社会」や団体において生じたとしても、「一般市民法秩序と直接の関係性を有しない内部的な問題」とはおおよそ評価できないからである。

ただし、そうすると、競技者同士で発生したスポーツ事故においては、競技規則を

守っていた場合と守っていなかった場合で事故に対する競技者の責任は異なるのか、さらには、スポーツの種類によって違いは生じるのか、という疑問が生じる。

2 本稿の趣旨

本稿では、スポーツ法学に携わる法曹実務家として、スポーツの健全な発展に資するべく、競技の特徴等を踏まえ、判例等の分析を通じて競技規則と法的責任の関係性に考察を加えることを試みた。また、その上で、予防法学としてのスポーツ法学の観点から、事故を防ぐための法的観点からのアドバイスにまで踏み込んだ試論を検討した。

日本スポーツ法学会初代会長の千葉正士教授(東京都立大学名誉教授)は、現代の我が国においてスポーツ法学を確立し、充実させる必要性を論じる中で、予防法学の成熟を具体的な目標の一つとして掲げ、「意思ある者のすべてがスポーツを安全かつ公正に享受できることに奉仕する総合的かつ実践的な法学、具体的には事の危険の可能性および事故の現実性を観察・分析しこれらに対する実践的対策を提供する法学、言ってみれば応用法学を樹立すること」が重要であると説いた。

本稿は、千葉教授の論じるところと志を一にし、事故の現実的な側面と競技との関係に着目した上で、予防に向けた施策を提供するためにも、執筆されたものである。

第2 東京地方裁判所平成28年1月26日判決（サッカー事故判決）

1 はじめに

本裁判例は、スポーツ競技中の競技者同士の事故につき、競技者の責任を肯定する判断を示したことから、社会的にも大きな関心を集めた著名な裁判例である。

本裁判例は、試合中の事故であることを理由として、一律に、違法性を阻却することなく、不法行為の成立要件を検討した上で、競技者の責任の有無を判断しており、一律に、違法性阻却を認める従来の考え方とは異なる立場に位置付けられるものとして、また、違法性阻却の判断要素が挙げられており、違法性判断の具体的な基準を示したものとして、同種の事案はもとより実務に及ぼす影響も大きいものと思われる注目すべき裁判例である。

2 事案の概要

(1) 本件は、サッカーの東京都社会人サッカー連盟の4部サッカーリーグにおける試合中、原告がけり出されたボールを右の大腿でトラップして手前に落とし、もう一度ボールを左足でけり出そうとしていたところを、そこに走りこんできた相手チームに所属する被告選手が伸ばした左足の裏側と、原告の左脛部とが接触したことにより、左下腿脛骨骨折、左下腿腓骨骨折の傷害を負ったと主張し、被告選手及び同人を指導監督すべき相手チームの代表者である被告代表者に対し、共同不法行為（民法719条1項前段）に基づき、合計689万854円の損害賠償を求めた事案である。

(2) 本件事故の詳細な状況は、以下のとおりである。

① 原告は、相手チームが2点先行している状況下で、後半の途中から出場した。

② 本件事故の直前、相手チームの選手が原告所属チーム陣内でフリーキックを行い、キーパーが弾いたこぼれ球を、原告の味方選手が、自陣右サイド奥から自陣右サイド

前方へと蹴り出した。

その時点で、原告所属チーム陣内でフリーキックが行われたために両チームのほとんどの選手が原告所属チーム陣内にいたことから、原告所属チームがボールを保持した場合には、カウンター攻撃を狙って相手チーム陣内に攻め込もうという戦況にあった。

③ 自陣前方中央付近にいた原告は、右サイドに移動してボールに追いついて右太腿でボールをトラップし、自身の体よりも1メートルほど前方にボールを落とすと、バウンドして膝の辺りの高さまで浮いたボールを左足で蹴ろうとして、軸足である右足を横向きにして踏み込み、左足を振り上げた。

他方、被告選手は、カウンター攻撃を阻むべく、原告の方に走り込んでくると、その勢いを維持したまま、左膝を真っ直ぐに伸ばし、膝の辺りの高さまでつま先を振り上げるように突き出して、足の裏側を原告の下腿部の方に向ける体勢になった。

ボールは原告の左足が触れるよりもわずかに早く被告選手の左足の左側面付近に当たって弾き出されたものの、上記のとおり、被告選手が左足の裏側を原告の下腿部の方に向けて突き出していたため、振り上げた原告の左脛部がちょうど被告選手が伸ばした左足の裏側に入り込む位置関係になり、原告はその左脛部で被告選手の左足のスパイクシューズの裏側を勢いよく蹴り上げ、反対に、被告選手はその左足のスパイクシューズの裏側で原告の左脛部を下方に向けて勢いよく蹴りつけることになった。

その結果、原告が左脛部に装着していたレガースが割れて脛骨及び腓骨が折れ、原告の左脛部がつま先側に湾曲するほどの力が加わった。

④ 本件事故により原告はその場に倒れ込み、試合は一時中断されたが、本件行為に対して審判によるファウル判定、警告及び退場処分はなく、原告がフィールド外に運

び出されると、ドロップボール（競技規則のどこにも規定されていない理由によって一時的にプレーを停止したときにプレーを再開する方法）により試合が再開された。

3 判決の要旨

（1）故意又は過失の有無

故意に原告の左足を狙ったか否かについて、事故の際、原告は必ずしもボールをコントロールしていたといえる状況ではなく、被告選手もミートはしていないがボールに触れて弾き出しており、審判もファウルの判定すらしていないことかなどから客観的に考慮すれば、被告選手が故意に原告の足を狙って本件行為に及んだとまで断定することはできないとした。

被告選手の過失の有無について、被告選手はトラップして手前に落ちたボールを原告が蹴り出そうと足を振り上げることは当然認識、予見していたはずであるにもかかわらず、走り込んで来た勢いを維持しながら、膝の辺りの高さまでつま先を振り上げるようにして、足の裏側を原告の下腿部の位置する方に向けて突き出しているのであって、そのような行為に及べば、具体的な接触部位や傷害の程度についてはともかく、スパイクシューズを履いている自身の足の裏が、ボールを蹴ろうとする原告の左足に接触し、原告に何らかの傷害を負わせることは十分に予見できたというべきであり、そうであれば、無理をして足を出すべきかどうかを見計らい、原告との接触を回避することも十分可能であったというべきであったとして、被告選手の過失を認定した。

（2）違法性が阻却されるか

① 確かに、サッカーは、ボールを蹴るなどして相手陣内まで運び、相手ゴールを奪った得点数を競うという競技であるから、試合中に、相手チームの選手との間で足を使ってボールを取り合うプレーも想定されているのであり、スパイクシューズを履いた足同士が接触し、これにより負傷する危険性が内在するものである。サッカーの試

合に出場する者は、このような危険を一定程度は引き受けた上で試合に出場しているということが出来るから、たとえ故意又は過失により相手チームの選手に負傷させる行為をしたとしても、そのような行為は、社会的相当性の範囲内の行為として違法性が否定される余地があるというべきであるとして、故意又は過失行為により相手選手を負傷させる行為について、違法性が否定される余地を認めた。そして、社会的相当性の範囲内の行為か否かについては、当該加害行為の態様、方法が競技規則に照らして相当なものであったかどうかという点のみならず、競技において通常生じうる負傷の範囲にとどまるものであるかどうか、加害者の過失の程度などの諸要素を総合考慮して判断すべきであるとして、違法性が否定される行為か否かについての判断基準を示した。

② その上で、そもそも本件行為のような態様で強引にボールに挑む必要があったのか否か甚だ疑問であり、競技規則12条に規定されている反則行為のうち、不用意、すなわち注意、配慮又は慎重さを欠いた状態で相手競技者を蹴る行為であるとか、相手競技者に飛びかかる行為であると判定され、あるいは著しく不正なファウルプレー、すなわちボールに挑むときに相手方競技者に対して過剰な力を加えたものであると判定され、退場処分が科されるということも考えられる行為であったと評価できる。原告は、左下腿脛骨及び腓骨という下腿部の枢要部分を骨折した上に、入院手術及びその後長期間にわたるリハビリ通院を要するほどの傷害を負っているのであり、相手競技者と足が接触することによって、打撲や擦過傷などを負うことは通常ありえても、骨折により入院手術を余儀なくされるような傷害を負うことは、常識的に考えて、競技中に通常生じうる傷害結果とは到底認められないものである。被告選手は、不用意にも足の裏側を原告に対して突き出すような

態勢で挑んだために原告に傷害を負わせているのであって、故意までは認められないとしても、軽過失にとどまるものとはいえないとして、社会的相当性の範囲を超える行為であって、違法性は阻却されないとした。

(3) 損害の発生及びその額

原告の被告選手に対する 689 万 0854 円の請求のうち、247 万 4761 円（内訳：治療費及び交通費 34 万 7549 円，慰謝料 170 万円，休業損害等 64 万 4200 円，訴訟準備費用 5792 円）を認容した。

(4) 過失相殺

原告は、先にボールをトラップし、ボールを蹴り出すための動作を開始していた状況にあり、本件事故直前に原告が左足を振り上げる動作と、被告選手が左足を伸ばす動作とがほぼ同時に開始されていることからすると、原告の方が被告選手の動きを見てボールへの接触を控えるべきであったなどという状況にはないから、原告が不注意にも自身の左足を出したがために本件事故が起きたなどということはできないとして、過失相殺を否定した。

(5) 被告代表者の不法行為責任

被告代表者の不法行為責任について、チームの代表は、代表であるがゆえに、当然にチーム内の個々の選手の試合中のプレーに関して一般的に指導、監督義務があるものではなく、本件行為について被告代表が指示ないし命令をしたとか、日ごろ被告選手が本件行為のようなプレーを繰り返しており、予測できたにもかかわらず漫然と指導、監督を怠ったなど、本件行為に即した具体的な注意義務違反の主張立証がなされたともいえないとして、被告代表者の不法行為責任は否定した。

4 分析

(1) 本裁判例は、サッカー試合中の事故における競技者の責任について、試合中の事故であることを理由として、一律に、違法性を阻却することなく、不法行為の成立

要件を検討した上で、競技者の責任の有無を判断しており、スポーツ競技中の事故における競技者の責任について、一律に、違法性阻却を認める従来の考え方とは異なる立場に位置付けられる。また、本裁判例は、サッカー競技規則に対する詳細な検討を加えており、不法行為の個別要件の判断にあたり、競技の特性等特有の事情を勘案して、妥当な結論を導く立場の考え方に沿った判断を示したものといえる。

(2) 本裁判例は、試合中の事故であることを理由として、一律に、違法性を阻却するとしな一方、予見可能性と回避可能性が認められるだけで、競技者の責任を肯定するものではなく、社会的相当性の範囲内の行為については違法性が阻却されるものとしており、故意又は過失行為により相手選手を負傷させる行為について、違法性阻却の余地を認めるものといえ、競技関係者の常識からも相当なものといえよう。

(3) 本裁判例では、違法性阻却の判断要素が挙げられており、各要素の論拠や理論的整合性については議論の余地があると思われるが、競技のために必要な行為であっても、それだけでは違法性阻却を認めず、社会的に許されるようなものか、という判断を留保するものといえ、実際には、競技中の危険なプレーや悪質なプレーによる事故から、競技者を保護する機能を果たすものといえよう。

この点、本裁判例は、違法性阻却の判断要素として、①当該加害行為の態様、方法が競技規則に照らして相当なものであったかどうか、②競技において通常生じうる負傷の範囲にとどまるものであるかどうか、③加害者の過失の程度など、を挙げているが、特に、②の行為の結果については、行為規範の評価において参考とすべきことは当然であるが、結果が重大であれば常に違法性阻却しないという趣旨であれば異論がある。いかに軽微な結果であったとしても、悪質な行為によるものであれば、違法性を

阻却すべきでない場合はあり、他方、重大な結果が生じたとしても、相当な行為によるものであれば、違法性を阻却すべき余地は認められるべきであり、私見では、競技において通常生じうる負傷の範囲にとどまるものでない重大な結果が発生した場合であっても、①③などの諸要素を総合考慮した結果、違法性が阻却される場合もあり得るものと思料する。

(4) 本裁判例は、競技規則に違反する行為がなければ過失はない（違法でない）といった立場を採用するものではないが、サッカー競技規則 12 条「ファールと不正行為」を引用して、本件行為に対して競技規則上の評価を加えている。選手の安全を確保するために、その競技規則において、選手の安全を確保するためのルールが設けられている以上、過失（違法性）判断においては、問題となる行為の競技規則上の評価は不可欠といえる。本裁判例は、結果として、本裁判例が認定した審判の判定とは異なる評価を加えたが、これは、審判の判定と過失（違法性）判断が当然に一致するものではないことを示唆するものといえよう。審判の判定は、事後的な評価との齟齬が生じ得るものであることは勿論のこと、ファール判定と違法の評価は、その評価基準が異なることから、ファール判定されなくても違法と評価すべき場合や、ファール判定されたとしても違法と評価すべきでない場合、双方の場合があり得ると思われる。

(5) 最後に、本裁判例は、競技者の責任を認めたが、その判断においては、残された試合の映像資料が決定的に重要な役割を果たしたものといえる。サッカーに限らず、競技中の一瞬の出来事・事象が問題となる場合には、事実認定自体が困難を伴うものであり、映像資料でも残されていない場合は、事後的に検証することは事実上困難であるといえ、本件のような競技中の事故の責任を追及する際には、問題となる行為の映像資料は必須と思われる。

5 関連判例の検討

(1) サッカー競技中のプレイヤー同士の事故について、プレイヤーの責任が否定された裁判例として、東京地裁平成 30 年 2 月 28 日判決（判例タイムズ 1464 号）がある。

同裁判例は、社会人サッカーリーグに属するクラブチーム同士の練習試合中に転倒して足を負傷した選手が、相手チーム選手の足と直接衝突したわけではないが、相手チーム選手のスライディングを契機として負傷した事案で、スライディングを行った者には、本件スライディングに起因して本件傷害が発生することについて予見可能性があり、結果回避可能性も認められるものの、スライディングを行ってはならないという結果回避義務を課すべき状況にあったとまでは認めるに足りないとし、加害プレイヤーの過失を否定した。

また、フットサル競技中のプレイヤー同士の事故について、プレイヤーの責任が否定された裁判例として、東京地裁平成 19 年 12 月 17 日判決がある。

同裁判例は、フットサルのゲーム中、原告がドリブルをしていたところ、後方から原告を追いかけた被告の左膝付近が、原告の右膝の側面辺りに衝突し、原告が受傷（右脛骨関節内骨折）した事案で、競技者において、相手方の動作を予想した上で、相手方の身体との衝突によって、相手方に傷害を生じさせる結果を回避すべき義務に違反したことが肯定されるのは、相当程度限られた場合になるものといわざるを得ないとし、加害プレイヤーの過失を否定した。

(2) 他方、スポーツ競技中のプレイヤー同士の事故において、プレイヤーの責任を肯定した裁判例として、大学ラグビーの試合中の傷害事故（頸椎損傷）につき、被告選手の不法行為責任を肯定した事案（東京地判平成 26 年 12 月 3 日判決）がある。

同裁判例は、原告が、大学ラグビー部の試合に出場中、対戦校の選手であった被告から危険なタックルを受けて引き倒され、

頭から地面に激突し、頸髄損傷による重度の後遺障害を負った事案で、被告は、原告のジャージの襟首又は胸あたりを掴みながら地面に倒れ込み、原告を自分の上半身側に引き込んだことが認められるところ、このような態様で原告を引き倒せば、原告が頭から地面に叩きつけられること、これにより、頭部、頸部等に傷害を与え得ることは容易に予見でき、いかに一連のプレー中であつたとはいえ、掴んだ手を離す、力を緩める等、この結果を回避することも可能であつたとして、被告の過失を肯定した。

(3) いずれの裁判例も、競技中の事故であることを理由として、一律に、違法性を阻却することなく、不法行為の成立要件を検討しており、競技中の事故における競技者の責任について、一律に、違法性阻却を認める従来の考え方とは異なる立場に位置付けられる。加害競技者の責任を否定した裁判例は、映像資料が残されていなかったため、問題となる行為の態様について詳細な認定が困難であつたのに対し、加害競技者の責任を肯定した裁判例は、映像資料が残されていたため、問題となる行為の態様について詳細な認定が可能であつた。これらの裁判例の結論の差は、競技者の責任を追及する際の映像資料の重要性を示唆するものといえよう。

6 事故防止のポイント（まとめ）

(1) プレイヤーの安全を確保するためのルールの遵守

身体的接触を伴うスポーツであるサッカー競技において、選手の安全を確保するために、その競技規則において、選手の安全を確保するためのルールが設けられている。試合中に相手選手を危険にさらすようなプレーを抑止し、試合中の事故を防止するためには、まず、選手が、ルールを正確に理解した上で、ルールを遵守することが最重要である。

この点、サッカー競技規則では、相手競技者が危険にさらされていることを無視し

て、または結果的に危険となるプレーを行うこと（無謀）や、競技者が必要以上の力を用いる、または相手競技者の安全を脅かすこと（過剰な力を用いる）に対して、警告や退場が命じられるほか、危険な方法でプレーすること（ボールでプレーしようとするとき、（自分を含む）競技者を負傷させることになるすべての行動であり、近くにいる相手競技者が負傷を恐れてプレーできないようにすることも含む）に対して間接フリーキックが与えられるとされており、競技規則が、競技者を負傷させることになるすべての行動に対して抑制的であるべきとする点は注目すべきである。

(2) リスペクト・フェアプレー¹

試合中に相手選手を危険にさらすようなプレーを抑止し、事故を防止するためには、選手のみならず、審判、指導者、サポーター等、サッカーに関わる全ての人々が、ルールを遵守し、ルールを守ろうと努力し続けることが重要である。相手選手を危険に晒すような行為は、行き過ぎた勝利至上主義が誘因であると言っても過言ではない。

サッカーに関わる全ての人々が、互いに互いを尊重し、大切に思い合うことができれば、相手選手を危険に晒すような行為は無くすることができるはずである。スポーツの本質はフェアプレーにあるところ、サッカーに関わる全ての人々が、今一度フェアプレーの精神に立ち返り、ルールを守り、フェアプレーの精神とリスペクトの考えを常に胸に留めておくことが重要であろう。

(3) ルール違反に対する懲罰（ペナルティ）について

悪質な反則や危険なプレーにより、相手選手を危険にさらすようなプレーをした加害選手に対しては、試合中の懲罰として、警告（イエローカード）、退場（レッドカード）が用意されているが、1枚のカードが試合に及ぼす影響が少なくないことから、カードの提示には抑制的な傾向があることや、警告を受けても残り時間はおとなしく

プレーすることで事なきを得るため、警告をもらうまで相手選手を危険に晒すようなプレーを続ける選手も多いことなどが指摘されている。

まず、相手選手を危険に晒すようなプレーに対しては、躊躇なくカードが提示されるべきであり、サッカーに関わる全ての人々が、互いが互いを守るために、このような価値観を共有することで、悪質な反則や危険なプレーの抑制に繋がるはずである。

また、警告・退場の基準についても、年代、レベルに応じて、より競技者を守る方向へシフトさせるべきであり、例えば、小学生の大会でWCと同等の基準を適用すべきでないことが当然のこととして共通の認識とすることが、競技者の安全を守るために有益であろう。

さらに、例えば、ラグビーやアイスホッケー等のように、相手選手を危険にさらすようなプレーをした加害選手に対して、試合から一時退出を命じるペナルティーを与えることができれば、数的不利の状態で戦うことを余儀なくされるチームに大きな不利となるため、悪質な反則や危険なプレーの抑制に繋がると考えられる。試合中の危険なプレーに対する制裁として、一時的退場（シンビン）の制度を積極的に活用することは有益であると思われる。²

（4）事後検証資料の保存

スポーツ競技中の事故、特に本件のような選手同士の事故について、加害選手の過失責任が問われること、それ自体が、試合中の危険なプレーに対する抑止力となり、事故防止に繋がるものと思われる。

このような考え方に対しては、国民のスポーツに親しむ権利を萎縮させ、スポーツ基本法の理念にもとる結果になるなどといった批判的な見解があり、本裁判例に対しても、競技関係者等から拒否反応とも言うべき否定的な反応も散見される。しかしながら、スポーツ競技中の事故であるからといって過失責任を否定することは、むしろ、

スポーツの危険性を高めることにつながりかねず、国民が安心してスポーツに親しむことを阻害する可能性があるというべきであろう。競技関係者等は、スポーツを安心して楽しむことができないことが、当該競技の普及の妨げになることを肝に銘じるべきである。

裁判例の積み重ねにより、スポーツ競技中の事故について、一律に違法性が阻却され、その損害を被害者のみが甘受する、といった理不尽は、克服されつつあるが、本件のような競技中の事故の責任を追及する際に、問題となる行為の映像資料が必須と思われることは上記で指摘したとおりであり、今後、損害賠償責任保険制度の活用や加害者の責任の有無を問わない被害者補償制度の整備などが進んでいくことが期待されるが、このような事後的検証資料の重要性は、益々増していくものと思われる。

なお、事後的検証資料の保存等については、現状では、基本的には各自が自らの責任で保存するのが原則となろうが、今後の技術革新等により、大会主催者や指導者等の責任として、また、保険加入・給付の条件として、映像資料の保存が義務付けられるようになることも予想される。サッカーに関わる全ての人々が、事故防止、暴力体罰等防止の観点から、また、自己防衛のためにも、望ましい方向として、積極的に捉えるべきであろう。³

第3 大阪地方裁判所平成9年6月13日判決（サーフィン事故判決）

1 問題の所在

本稿で紹介する裁判例は、スポーツのプレイヤー同士による事故類型のうち、海の上のスポーツであるサーフィンとウインドサーフィンとの接触事故について裁判所の判断が示された事例である。

近年水上スポーツは多様化しており、サーフィンやウインドサーフィンのみならず、

スタンドアップパドルサーフィン（以下「SUP」という）やカヌー、カヤックも愛好者が増加しているため、今後事故事例も増加する恐れがあり、注目すべき事故類型であると思われる。

水上スポーツは、雪山のスキーやスノーボードのように斜面を滑走するという類似した競技形態を持ったものだけではなく、推進力にしても波・風・人力と違いがあり、目的も競技それ自体を楽しむものから、SUP やカヤックで釣りをするものまである。また、海上はスキー場のように管理者がおらず、整備もされていない。

スキー場事故と水上スポーツ事故は、スポーツ遊戯者同士の事故という似た面を持つてはいるが、このような違いを認識、理解して事案を検討する必要がある。

2 事案の概要⁴

本件は、海上でサーフボードに座って波待ちをしていた X が、左斜め前方からきた Y のウインドサーフィンと衝突し、左側上顎骨折、左頬部裂傷等の傷害を負い、10 級を始めとする複数の後遺障害が残存したとして、Y に対し不法行為に基づき 5300 万円余の損害賠償を請求した事案である。

本件事故のあった海上は、サーフィン及びウインドサーフィンに適した海況であったため、サーファーは主に岸に近い場所で、ウインドサーファーは沖合で遊戯することが多かったが、遊戯区域が明確に区分けされておらず、遊戯区域が重複することがあり、双方の間で紛争が生じることもあった。本件事故当時、Y は沖から岸に帰ろうとした際、沖に出るときにサーファーの存在を確認したエリアを避け、それよりも数十メートル南側を進行したが、本件現場付近にサーファーがいることを確認したため、これを避けようとして方向転換をしたところ、沖の方を向いて波待ちをしていた原告と衝突し、被告のウインドサーフィンのボードの先端が原告の左頬に当たった。

3 判決の要旨

裁判所は「本件現場付近は比較的海岸に近く、多数のサーファーの存在が予想される区域であるから、ウインドサーフィンの遊戯者である被告は、ウインドサーフィンの急制動が困難という特質を考慮の上、サーファーと衝突しないよう、サーファーの有無を十分に確認し、サーファーが存在しない場所を進行すべきであったのにこれを怠り、沖の方へ向かう時に確認したサーファーの位置を前提に、もはや A 点より南側にはサーファーはいないものと考え、特段の注意を払うこともなく、漫然とウインドサーフィンを進行させた過失により本件事故を起こしたものであるから、被告には大きな過失があったといえる。」として、被告の過失を認定した。

さらに、裁判所は、原告の過失について「もっとも、本件現場付近には、本件事故以前からウインドサーフィンが進入してることがあり、原告自身、以前からウインドサーフィンとの衝突の危険性を感じていたというのであるから、原告も波待ちの際にはウインドサーフィンの動向に十分注意すべきであったというべきである。本件においては、被告のウインドサーフィンは、原告の前方から接近しており、当日の波のうねり等の事情を考慮したとしても、被告のウインドサーフィンには 4.6 メートルのマストがついていたことからすれば、原告は、より早期に被告のウインドサーフィンの接近に気付き、危機を回避することも不可能ではなかったと考えられるのに、実際には、本件事故の 2、3 秒前に初めて被告のウインドサーフィンに気付いたというのであるから、原告にも前方不注意の過失があったといわざるを得ない。したがって、過失相殺を行うのが相当であるが、原告の過失割合は、本件事故の態様、ウインドサーフィンとサーフィンの機動性等、その特性の差異、双方の過失の内容等を考慮すると、1 割 5 分と認めるのが相当である。」とし、原告の過失も 15% 認定した。

裁判所は、前記過失割合の認定に加え、後遺障害も14級程度のものにすぎないとして、原告の損害額を約619万円とし、15%の過失相殺後、既払い治療費の控除及び弁護士費用の加算を行い、最終的に約512万円を認容した。

4 分析

本件事故現場は、サーフィンとウインドサーフィンが混在して遊戯を行う海域であったため、遊戯区域の区分けがあったかどうか争われた。原告は慣習上区分けがされていると主張し、被告は区分けは無いと主張して争った。裁判所は、明確な区分けは無かったとしつつも、比較的海岸に近く、多数のサーファーの存在が予想される区域であったとして、本件事故現場に侵入したことを被告の過失の要素としている。湖などではアクティビティの種類によって遊戯区域が明確に分けられていることもあるが、海上だと区分が明確になっているところは少ない。ましてサーフィンとウインドサーフィンとはほぼ同じ海域で、沖か岸近くかというだけの違いであることが多く、明確な区分けは実質上困難である。しかし、明確な遊戯区域の区分けがなかったとしても、岸の近くでサーファーを優先すべき場所か、沖でサーファーの存在を想定しにくい場所かの判別は可能であるため、過失の判断で考慮することはできると思われる。

また、裁判所は、ウインドサーフィンの特性として、サーフィンに比べて急制動が困難であるという性質を持っているため、サーファーの存在しない場所を進行すべきであったということも被告の過失の要素として挙げている。この裁判所の考え方によれば、ウインドサーフィンとサーフィンの利用区域がある程度区別できる場所においては、ウインドサーファーはサーファーに接近しないよう走行しなければならないという重い注意義務を負っているようにも思える。この点、サーフィンは波に乗ってなければ、パドリングによってある程度小

回りが利くのに対し、ウインドサーフィンは原則的に風の力で移動するため、急制動の点ではサーフィンに劣る。また、ウインドサーフィンは海上を広く自由に移動できるのに比べ、サーフィンは岸近くの波が割れるポイントに集まることが多く、何度かその海域で遊戯をした者であれば、だいたいの辺りにサーファーがいるかは分かるはずである。このような両者の関係からすれば、ある程度両者の利用区域が分けられる場所においては、ウインドサーファーの方がサーファーに接近しないことについて重い注意義務を負うことも納得できる。なお、波に乗っている状態のサーフィンと走行中のウインドサーフィンが衝突した場合であれば、一概にウインドサーフィンの方が急制動が困難とは言えず、別の考え方になるだろう。

また、本裁判例は、波待ちをしており一切自発的に動いていない原告に対して、衝突回避のための行動を取らなかったことをもって1割5分の過失を認めていることも注目すべきである。地上の衝突事故であれば、停止場所に問題が無い限り、全く動いていない者に過失が生じるというのは違和感がある。しかし、船舶や帆船の交通規則を定めた海上衝突予防法においては、動力を停止して漂っている状態の船舶も「航行中」とされ⁵、動力を使用している船舶と同様に回避行動をとる義務を負うため、それと類似の考えによったものと思われる。海上は地上とは異なり、自由に移動ができる空間ではない上、完全に停止することはなく、常に潮流や風によって移動している。そのため、自発的に動いていない者も、常に自分の周囲を注意し、衝突を防止する義務を負うという考えも妥当であろう。

5 水上スポーツにおける事故予防のポイント

前述のとおり、水上スポーツはサーフィンやウインドサーフィンに限らず多種多様

であり、そのいずれとも衝突等の事故を起こす可能性がある。サーフィン同士の事故であれば一般財団法人日本サーフィン連盟が定めるルールやマナー⁶を規範にすることができるが、異なる水上スポーツ同士の事故では各水上スポーツ毎のルールやマナーは参考にはなるものの、ただちに過失の判断に結びつくものではない。

前述したとおり、水上スポーツは遊戯区域が分けられていることが少なく、利用目的もそれぞれである。さらに、水泳や素潜りなど道具を利用しないものから、カヤックや SUP のように人力で動くものや、サーフィンやウインドサーフィン、ヨットのように波や風を利用するもの、さらにはモーターボートやジェットスキーなど、エンジンを利用するものまで、多種多様な水上スポーツが混在している。水上スポーツの遊戯者は、自身のスポーツのみならず、その他水上スポーツの特徴や危険性を十分に把握した上で、それぞれの水上スポーツのルールやマナーに従い、相互に動静に注意する必要がある。

例えば、各水上スポーツの遊戯区域についてみると、本件でも取り上げられたようにサーフンは波の割れる岸近く、ウインドサーフィンであれば比較的波の穏やかな沖側という区別は分かりやすいが、SUP やカヌー、カヤックはエリアを選ばずに広い範囲で移動ができるため、遊戯区域の区別は難しい。特に、SUP 遊戯者の中には SUP サーフンをするために岸近くのサーファーのいる区域で遊戯する者もあり、サーファーとの間でトラブルになることもある。水上スポーツの種類が異なれば、前述のとおり動力も目的も異なるため、お互いの動きを予測するのが難しく、接近しすぎれば衝突の可能性もある。そのため、それぞれの遊戯区域の違いを理解し、極力他の水上スポーツが盛んな区域には近づかないようにする配慮は事故防止のために必要だろう。

遊戯区域の分けについては、海では夏季の海水浴シーズンのみ海水浴場での水上スポーツが禁止されたり、海水浴場内での利用区域が限定されている程度で、ある程度の沖合でのサーフィンやウインドサーフィン、SUP などの水上スポーツ同士の利用区分が明確に定められているものはほとんど無いと思われる。なお、いわゆるローカルルールとしてサーフィンと SUP の利用区域が分けられていたり、サーフィンの中でもロングボードとショートボードの利用区域が分けられている場所は多く、そのような海域で衝突事故が生じた場合には、このようなローカルルールも慣習として過失割合で考慮される可能性は高い。湖などの内水面においては、そもそもウインドサーフィンや SUP が禁止されている場所も多いが、多種の水上スポーツが可能な場所でも、猪苗代湖は各浜によって進入できる水上スポーツがかなり細かく分けられていたり⁷、諏訪湖ではウインドサーフィンの利用区域が定められ、ボート等との利用区域が区別されるなど⁸、海に比べて区分が明確である印象がある。海に比べて湖は範囲が限定されているため区分しやすく、このような違いがあるものと思われる。なお、ローカルルールはもちろんのこと、利用区分が定められている場合でも、そのルールを調べることは難しいことが多く、インターネットで検索してもすぐには分からないものも多い。そのため、初めての場所で遊戯する場合などは、その場所のルールをインターネットなどで事前によく調べた上で、各スポーツのショップなどでローカルルールを確認した上で遊戯に望むことが、事故予防の観点からも望ましい。

なお、事故予防という本題からは外れるが、水上スポーツにおける衝突事故にあっては、周りに人がいないことが多く、目撃者がおらず、詳細な事故態様が分からないことも少なくない。サーフィンとボディボードの衝突事故で裁判になった事例⁹では、

事故態様について双方の言い分が全く異なっていたが、客観的な証拠がなく、いずれも不自然・不合理でない事故態様の説明をしていたため、立証責任を負う原告の主張する態様の事故であったとの立証があるとは言えないとして、請求を棄却したものがある。近年では、遊戯中にアクションカメラで撮影をする者も多く、このような撮影データがドライブレコーダー同様、過失の立証に重要な役割を果たすことになるだろう。

6 まとめ

水上スポーツの衝突事故の裁判例は少なく、過失割合まで示された事案は本件以外にはほとんど無いと思われる。水上スポーツ自体は、コロナ禍において人と接触せずにできるスポーツとして人気を博し、SUPやカヤックなどは近年競技人口が激増している。そのため、十分にルールやマナーを理解しないままで遊戯する者も多く、遭難などの事故は増加しており、水上スポーツの衝突事故も今後増加することが見込まれる。

本裁判例は、遊戯区域や競技ごとの特性による過失への影響、及び海上における回避行動の必要性などについて、非常に示唆的な判断を示した事例であると評価できる。

第4 おわりに

上記裁判例の分析と考察を踏まえ、本稿では、事故を防ぐための法的観点からのアドバイスまで踏み込んだ試論を検討した。

ここで、諸兄にご留意いただきたいのは、スポーツ事故を予防する実践的観点から考えた場合、判例・裁判例をもっぱらの参考とした予防だけでは役に立たないどころか、有害となり得る場合があることである。

言うまでもないことだが、民事訴訟における裁判手続では、事故の本質的な原因となった背景を解き明かすことが目的ではなく、被害者が被った損害の賠償を受けることが第一義的な目的となるため、被害者と

その代理人である弁護士は、民事訴訟においては、必ずしも事故をもたらした本質的な原因を追及するのではなく、むしろ現実的に賠償請求が認められ得る主張と、現実的に賠償金を支払い得る相手を選択せざるを得ない。また、被害者と代理人弁護士が、事故の本質的な原因となった背景や問題の構造を分析した主張をしたとしても、訴訟手続においてはその全ての当否を立ち入って判断する必要は無く、裁判官も、訴訟の結論、すなわち損害賠償の可否、を導くために判断が必要ではないとした事項については、当否を判断しないことが多い。

したがって、裁判手続においてスポーツ事故で発生した損害を賠償すべき特定対象の賠償責任が判断された場合、その事故においてその特定対象が負うべき法的責任とその具体的な責任内容が示されることになり、同時に、その裏返しとして、本来は、どのような行為をすればその事故が防げたかが示されることになるはずだが、スポーツ事故の本質的な予防からは、必ずしもその本質を突いた判断が示されるわけではない。

例えば、学校水泳での飛び込みスタート事故の事例は多く、最判昭和62年2月6日が、公立中学校の体育授業で行われた飛び込みスタートによる頸椎損傷事故に対する自治体の損害賠償責任を認めた最初の判例だが、ここでは、教師の指導方法に事故の原因が帰責され、そもそも学校の浅いプールで飛び込みを行わせること自体が問題であるとの判断には至っていない。そうすると、問題とされた指導方法を採らないことが事故防止の方策であるとされ、学校プールでの飛び込みスタート自体は継続されることとなる。

飛び込みスタートでの事故について、浅いプールであること自体が公の営造物の瑕疵であることを示した裁判例は、浦和地判平成5年4月23日（埼玉県立熊谷高校水泳部事件）が初めてである。飛び込みスタ

ート事故においては、教師の指導方法が問題の本質では無く、十分な水深がないプールで飛び込みスタートを行うこと自体が問題であるとの指摘がされない限り、予防の観点から正しい施策を採ることはできない。

現在の学習指導要領では、高校の体育授業であっても、水泳でのスタートは水中からのスタートを義務づけられることとなったが、繰り返されてきた飛び込みスタート事故の本質的原因は、従来の学校施設プールの水深で飛び込みを行うことにあり、浅い水深のプールでの飛び込み指導には限界があることを自ずから語るものである。

さらに、判例・裁判例はあくまでも個々の事案における個々の具体的な判断でしかないため、判例・裁判例が個別に評価した規範を抽象的に一般化し、それを前提とした事故予防策を検討したとしても、その競技やスポーツの本質から乖離したものにしかならない危険もある。スポーツ競技の現場から司法に向けて寄せられるこうした批

判については、スポーツ競技関係者と法曹実務家が協働して解消に努めることが、スポーツの安全かつ公正な享受の実現に至る道であろう。

その意味で、本稿で判例・裁判例を分析することに合わせ、試論として述べた法的観点からの事故予防の施策は、あくまでも試論であって、今後の課題として、さらなる分析と吟味に基づいた研究を継続する必要があることは、言うまでもない。スポーツの普及と振興発展には、事故予防が不可欠なのである。

現在、本稿で考察を試みたスポーツ競技者同士の競技事故について、当研究会のメンバーも参加し、スポーツ法学に携わる弁護士や大学研究者と共同した研究書籍の執筆が進行している。同書籍完成の暁には、本稿に目を通されてスポーツ競技者同士のスポーツ事故に関して興味を持たれた諸兄にも是非ご高覧いただきたい。

以上

1 リスペクト・フェアプレー
<https://www.jfa.jp/respect/>
 JFAとJリーグは2008年4月、サッカー界におけるリスペクトの重要性を認識し「リスペクトプロジェクト」をスタートした。リスペクトの本質は、常に全力を尽くしてプレーすること。それはフェアプレーの原点でもある。JFAは、リスペクトを「大切に思うこと」として、サッカーに関わるすべての人、ものを大切に思う精神を広く浸透させていく、その一環として、サッカーやスポーツの現場で顕在化する差別や暴力に断固反対し、差別や暴力のない世界をつくるべく、相談窓口を設置するなどのさまざまな取り組みを行っている。

2 2017年3月3日にロンドンで開催されたIFABの第131回年次総会（AGM）は、競技会を開催する国のサッカー協会、大陸連盟またはFIFAなど該当する機関の承認があれば、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて、警告の項目のすべてまたは警告の項目の一部に対して、一時的退場

（シンビン）の仕組みを導入できることを承認した（サッカー競技規 21/22）。

3 参考文献
 石井信輝・速報判例解説〔21〕（法学セミナー増刊）89～92頁 2017年10月
 松原範之・日本スポーツ法学会年報 24号 144～157頁 2017年12月
 浅井弘章・銀行法務 2163巻 6号 68頁 2019年5月

4 事案の概要については、判例タイムズ 959号 193頁を参照した。

5 海上衝突防止法 3条 9号

6 NSAルール&マナーブック
<http://www.nsa-surf.org/wp/wp-content/uploads/2014/11/SURFERS-RULE-MANNER.pdf>

7 猪苗代湖利用区分マップ
<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/cbServlet?FRID=fileDownload&id=5351&index=1>

8 諏訪湖安全利用区分図

9 東京地方裁判所平成26年2月25日判決（Westlaw Japan 文献番号 2014WLJPCA02258005）